

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年４月２２日

大津市長 佐藤 健司

１ 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大津市科学館展示ホール展示品保守点検業務
- (2) 委託期間 契約締結日の翌日から令和８年３月３１日まで
- (3) 業務概要 仕様書のとおり

２ 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和７年度大津市委託業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次

に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 過去2年以内に、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体との間で、博物館、科学館等の展示物の保守点検、修繕又は新設に係る契約を締結し、及びこれを履行した実績（履行

中のものを含む。)を2件以上有する者であること。

3 入札参加申請の受付期間、受付場所及び方法

(1) 受付期間

ア 持参による申請の場合 公告の日から令和7年4月30日(水)まで(大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則(平成4年教育委員会規則第2号)第3条第1項に規定する休館日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 郵送による申請の場合 公告の日から令和7年4月30日(水)まで

(2) 受付場所 大津市本丸町6番50号 大津市科学館(電話077-522-1907)

(3) 方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、第1号イの受付期間内に、前号の受付場所に到達するようにしなければならない。

4 契約条項を閲覧する場所

大津市本丸町6番50号 大津市科学館(電話077-522-1907)

5 入札方法

本件入札は、入札書を郵送する方法により行う。

6 競争入札の日時及び場所

(1) 入札書の到達期限 令和7年5月15日(木)

(2) 入札(開札)日時 令和7年5月16日(金)午前9時20分

(3) 入札(開札)場所 大津市本丸町6番50号 大津市生涯学習センター2階 実験室

(4) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、これら以外の方法による郵送及び持参、電報、電子メール、ファックス等による提出は認めない。

(5) 入札書の送付先 〒520-0814 大津市本丸町6番50号 大津市科学館

7 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

8 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札

(2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

(3) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

(4) 持参、宅配便等で科学館に直接提出された入札

(5) 第6項第1号の到達期限より後に科学館に到達した入札

(6) 入札書が同封されていない入札

(7) 見積書が同封されていない入札

- (8) 1 枚の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札
- (9) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。
- (10) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (11) 入札書に件名のない又は間違いのある入札
- (12) 入札書に記名押印のない入札
- (13) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

9 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり